

海外進出におけるフィジビリティ・スタディの重要性

フィジビリティ・スタディ (Feasibility Study, 以下F/Sといいます。)とは、プロジェクトの実現可能性を事前に調査・検討し、総合的に評価することです。投資を行って長期的に収益をあげられるか否かの経営判断を行う客観的な資料になります。

中小企業の海外進出の動機は様々ありますが、その中で、取引先や同業からの勧誘、対象国の知人や実業家からの誘いは非常に多いものです。

知らないところに飛び込む勇気は当然大切なことですが、F/Sを十分に実施せずに安易に進出してしまうと、短期間で想像もつかぬ事情に陥り、過大なコストが嵩んだ上、最悪撤退せざるを得ないケースもしばしば見られます。海外進出において、慎重にF/Sを実施しておくことが、重要なポイントの1つと言えます。

では、F/Sを実施する際に、どのような項目を押える必要があるのでしょうか？以下、一般的に調査しておくべき事項をリストアップしておきます。

①基本情報

- ・ 候補国・地域の政治、経済、社会、インフラ状況などの概況

②制度

- ・ 貿易為替制度（輸出入の制限及び手続、関税制度、外貨管理制度など）
- ・ 投資制度（外資規制(業種、経営範囲、出資比率、資本金)、優遇政策など）
- ・ 金融制度（短期調達手段、中長期金融；現地調達、外貨借入、親子ローン）
- ・ 税制（法人税率、日本との租税協定の有無など）
- ・ 労働情勢（現地の労働法、外国人の就業規制、解雇規制、ビザの取得、ワーカーの募集しやすさ、賃金の状況・上昇率）
- ・ 環境規制（製造業の場合）
- ・ 知的財産権保護に関する制度の整備状況

③一般状況

- ・ 進出候補地域の地域特性
- ・ 現地日系企業の進出状況
- ・ 信頼できる現地パートナーが存在しているか
- ・ 労働者の質（日本語力を含む。）及び人件費の相場（管理者、技術者、ワーカー）
- ・ 立地の状況（工業団地の有無、環境規制、賃貸オフィス若しくは工場の賃貸料相場）
- ・ 事業インフラの状況（電気、水道、ネットワークの整備など）
- ・ 物流インフラの状況（物流網の整備状況）
- ・ 生活インフラの状況（アクセスのしやすさ、治安、住居、飲食、医療、教育などの状況）
- ・ 調達先及び販売先の状況（安定供給及び販路開拓の可能性、回収懸念の有無）

F/Sを実施するには、時間、金、人が必要で、中小企業にとっては決して簡単なことではありません。国の助成金制度を利用し、外部専門家を効率よく利用することをおすすめします。

(みらいコンサルティンググループ)

印紙税

～不貼付の場合のペナルティと契約などの有効性～

平成26年4月より領収書・レシートなど「金銭又は有価証券の受取書」にかかる印紙税の非課税範囲が拡大され、記載された受取金額が5万円未満のものは非課税になりました。これまでは3万円未満でしたから、多くの企業にとって負担が軽減されることになると考えられます。一方で印紙税は自主納付が原則であることから、契約書などについて課税文書かどうかの判断誤りによるペナルティリスクがあり、その金額も多額になる場合があります。今回は印紙税にまつわるペナルティや印紙のない文書の効力についてご紹介します。

◆印紙不貼付の場合や消印忘れの場合のペナルティ

印紙税は課税文書に作成名義人が、その文書作成時まで印紙税相当額の印紙を貼付し、更に消印を行うことで納付します。納付を怠った場合は、その態様に対応した過怠税（ペナルティ）が課されます。

(1) 印紙不貼付の場合や貼付した印紙が印紙税相当額より過少の場合のペナルティ

課税文書の作成者が、課税文書の作成時まで印紙税を納付しなかった場合、つまり課税文書に印紙を貼付していなかった場合や、貼付していても必要な額を下回っていた場合には、納付しなければならない金額との差額とその2倍に相当する金額との合計額に相当する過怠税を徴収されます。不貼付により全額不納付の場合は印紙税額の3倍にもなってしまいます。課税文書一件当たりの印紙税は少額であっても、契約書や受取書を多量に作成する場合には、多額の支出に繋がるリスクがあるので注意が必要です。なおこのペナルティは法人税法上の経費にはなりません。

(2) 消印忘れによるペナルティ

貼付した印紙を所定の方法によって消印しなかった場合も過怠税の対象になり、消印されていない印紙の額面金額と同額を支払わなければなりません。消印忘れにはご注意ください。

(3) 不納付を自ら申し出た場合

作成した課税文書について印紙税を納付していなかった場合、所轄税務署長に「印紙税不納付事実申出書」によって申し出ることにより、その過怠税が不納付額とその10%に相当する金額との合計額（すなわち不納付額の1.1倍）に軽減されます。但し調査でペナルティが課されることを予知して届け出た場合には軽減されません。

◆印紙を貼付していない契約書などの効力

所定の印紙を貼付していない文書でも、その不貼付は文書の効力に影響を与えません。印紙の貼付と消印は印紙税の納付の方法であり、たとえば契約書の内容については民法など印紙税法以外の法律によるものであるため、印紙の不貼付によりその契約書が無効なものになるということはありません。

(みらいコンサルティンググループ)